

条例改廃請求に伴う直接請求手続き

法定期日(市の場合)	手 続 内 容	根 拠 法 令	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・請求代表者証明書の交付申請。 市長宛に請求要旨を千字以内で文書により申請。 ・選挙管理委員会(以下選管)の確認を受けた後、市長が代表者に対し証明書を交付する。 	令91① 同上 令91②	
1か月以内 令92④	署名収集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・署名収集権者…請求代表者又はその委任を受けた者 ・署名収集方法 条例改廃請求者名簿による。 	令92①②③ 同上
5日以内 令94①	署名簿整理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・二冊以上の場合は一括し、一連番号を付す。 二回以上に分けて提出はできない。 ・署名簿を選管に提出するまでの間は、署名の取消し可。 選管提出後は、署名の補充収集はできない。 	令94① 令95
20日以内 法74の2①	署名簿審査期間	<ul style="list-style-type: none"> ・署名し印をおした者が選挙人名簿に登録されたものであることの証明を請求。 ・選管が署名の効力について、有効・無効を決定し、その旨印で証明。 	法74の2① 同上
7日間 法74の2②	署名簿縦覧期間	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申出の出た場合は、その日から14日以内に決定。 ・異議が正当の場合は、直ちに証明を修正し、申出人及び関係人に通知し、併せて告示。 ・正当でない場合は、その旨申出人に通知。 	法74の2⑤ 同上 同上
		<ul style="list-style-type: none"> ・異議の申出のない場合又は異議申出の決定をしたときは請求代表者に署名簿を返付する。 ・署名簿に総数並びに有効署名及び無効署名を記載する 	法74の2⑥ 令95④
5日以内 令96①	本請求	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者が署名簿を添え市長宛に請求 ・本請求(市長宛) 	令96① 法74①
		<ul style="list-style-type: none"> ・市長は受理日から20日以内に議会を招集、その結果を代表者に通知するとともに公表する。 ・議会の審議の結果を代表者に通知並びに告示 	法74③ 令98②